

**AI 発明に対する米国特許法第 101 条の保護適格性判断**  
**～汎用的な機械学習を新しいデータ環境に適用する場合の判断～**  
**米国特許判例紹介(176)**

2025 年 6 月 10 日  
執筆者 河野特許事務所  
所長弁理士 河野 英仁

RECENTIVE ANALYTICS, INC.,  
*Plaintiff-Appellant*

v

FOX CORP., FOX BROADCASTING COMPANY,  
LLC, FOX SPORTS PRODUCTIONS, LLC,  
*Defendants-Appellees*

## 1. 概要

クレーム発明が、米国特許法第 101 条に規定する保護適格性を有するか否かは、Alice 最高裁判決<sup>1</sup>で判示された 2 段階テストにより判断される。Step1 では、問題となっているクレームが、抽象的なアイデアに向けられているか否かを検討する。クレームが抽象的なアイデアに向けられている場合、Step2 に進み、クレームが抽象的なアイデア自体よりも「大幅に多くの」内容を記載しているかどうかを検討する。

本事件ではイベントパラメータ及びイベントターゲット特徴から機械学習モデルによりイベントスケジュールまたはネットワークマップを生成するクレームの保護適格性が問題となった。

CAFC は、確立された機械学習手法を新しいデータ環境に適用するだけのクレームは保護適格性を有さないとして、地裁判決を支持した。

## 2. 背景

### (1)特許の内容

Recentive は米国特許第 10911811 号 (811 特許)、10958957 号(957 特許)、11386367 号 (367 特許)及び 11537960 (960 特許)の特許権者である。これらの特許は、エンターテインメント業界及びテレビ放送局が直面している問題、すなわちライブイベントのスケジュールを最適化する方法、及び、特定の時間に特定の地理的市場内で放送局のチャンネルで表示される番組またはコンテンツを決定する「ネットワークマップ」を最適化する方法等を解決することを目的としている。これらの特許は、当事者が「機械学習トレーニング」特許および「ネットワークマップ」特許と呼ぶ 2 つのグループに分類される。

---

<sup>1</sup> *Alice Corp. Pty. Ltd. v. CLS Bank Int'l*, 134 S.Ct. 2347 (2014)

(i) 機械学習トレーニング特許

367 特許と 960 特許は、「機械学習トレーニング」特許である。どちらも「イベントスケジュールを決定するシステムおよび方法」という名称である。両特許は明細書を共有しており、ライブイベントのスケジュール設定に関する。367 特許のクレーム 1 は、機械学習トレーニング特許の代表的なもので、(i) 収集ステップ (イベントパラメータおよびターゲット特徴の受信)、(ii) 機械学習モデルの反復トレーニングステップ (データ内の関係性の識別)、(iii) 出力ステップ (最適化されたスケジュールの生成)、および (iv) 更新ステップ (データ入力の変更を検出し、さらに最適化された新しいスケジュールを反復的に生成) を含む方法を記載している。367 特許のクレーム 1 は以下のとおりである。

1. イベントスケジュールを動的に生成するコンピュータ実装方法であって、

一連のライブイベントの 1 つ以上のイベントパラメータを受信し、1 つ以上のイベントパラメータは、会場の空き状況、会場の場所、提案されたチケット価格、出演者の料金、会場の料金、1 人以上の出演者による予定された公演、またはそれらの任意の組み合わせのうちの少なくとも 1 つを含み、

一連のライブイベントに関連付けられた 1 つ以上のイベントターゲット特徴を受信し、1 つ以上のイベントターゲット特徴は、イベント出席者数、イベント利益、イベント収益、イベント費用、またはそれらの任意の組み合わせのうちの少なくとも 1 つを含み、

1 つ以上のイベントパラメータおよび 1 つ以上のイベントターゲット特徴を機械学習 (ML) モデルに提供し、ML モデルは、ニューラルネットワーク ML モデルおよびサポートベクター ML モデルの少なくとも 1 つであり、

1 つ以上の以前の一連のライブイベントに対応する履歴データを使用して、異なるイベントパラメータと 1 つ以上のイベントターゲット特徴との間の関係を識別するように ML モデルを反復的にトレーニングし、該反復的なトレーニングによって ML モデルの精度が向上し、

複数の地理的地域で開催される将来の一連のライブイベントに関する 1 つ以上のユーザ固有のイベントパラメータをユーザから受信し、

将来の一連のライブイベントに関連付けられた 1 つ以上の優先順位付けされたイベントターゲット特徴を表す 1 つ以上のユーザ固有のイベント重みをユーザから受信し、

前記 1 つ以上のユーザ固有のイベントパラメータおよび前記 1 つ以上のユーザ固有のイベント重みを、学習済み ML モデルに提供し、

学習済み ML モデルを介して、1 つ以上の優先イベントターゲット特徴に対して最適化された、将来の一連のライブイベントのスケジュールを生成し、

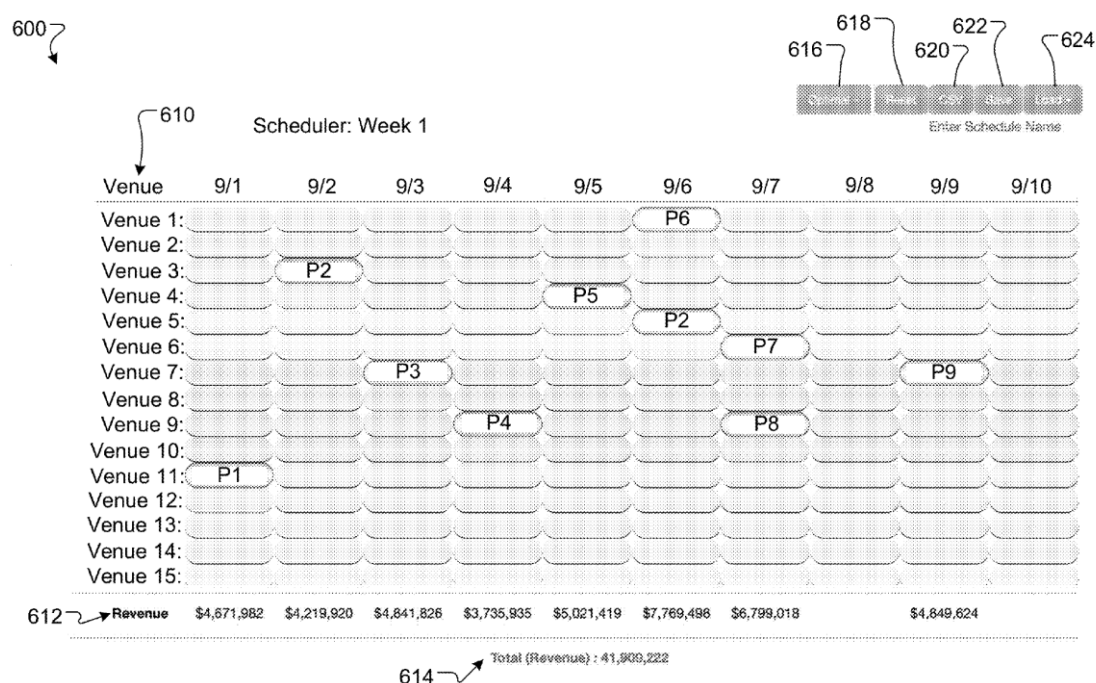
1 つ以上のユーザ固有のイベントパラメータに対するリアルタイムの変更を検出し、

学習済み ML モデルの精度を向上させるために、学習済み ML モデルにリアルタイムの

変更を提供し、

学習済み ML モデルを介して、1 つ以上のユーザ固有のイベントパラメータに対するリアルタイムの変更を考慮して、1 つ以上の優先イベントターゲット特徴に対してスケジュールが最適化されたままになるように、将来の一連のライブイベントのスケジュールを更新する。

下記図は生成されたイベントスケジュールを示す説明図である。



明細書では、機械学習モデルは「一連の学習データを用いて学習」できるとされており、これには「過去のライブイベントまたは一連のライブイベントの履歴データ」が含まれる場合があるとされている。この履歴データには、過去のイベントの日程、会場の場所、チケット販売数などが含まれる。機械学習モデルを操作する際、ユーザは「ターゲット特徴」を入力する。これは、イベントの参加者数、収益、チケット販売数の最大化など、ユーザが選択した結果である。

機械学習モデルは、「与えられた入力パラメータに基づいて、1 つ以上のターゲット特徴を最適化、最大化、または最小化する方法を認識するようにトレーニングされる」。最終的に、機械学習モデルは「最適化されたスケジュールを生成し、そのスケジュールを出力として提供する」。明細書ではまた、特許取得済みの方法が「勾配ブースティングランダムフォレスト、回帰分析、ニューラルネットワーク、決定木、サポートベクターマシン、ベイジアンネットワーク、その他の手法など、あらゆる適切な機械学習手法」を採用していることも

明らかにされている。スケジュールは「データのリアルタイムの変化に応じて動的に」生成されるため、「従来の手法と比較して、入力パラメータと対象特性をより効率的かつ正確に処理および検討」することができる。

## (ii) ネットワークマップ特許

811 特許と 957 特許はネットワークマップ特許である。どちらも「ネットワークマップを自動的かつ動的に生成するシステムおよび方法」という名称である。両特許は共通の明細書であり、放送局向けのネットワークマップの作成に関するものである。811 特許のクレーム 1 はネットワークマップ特許を代表するもので、(i) 収集ステップ（現在の放送スケジュールを受信する）、(ii) 分析ステップ（ネットワークマップを作成する）、(iii) 更新ステップ（データ入力へのリアルタイムの変更を反映する）、および(iv) 使用ステップ（最適化されたネットワークマップを用いて番組放送を決定する）を含む方法を記載している。

ネットワークマップ特許は、トレーニングデータを機械学習モデルと組み合わせて使用し、最適化されたネットワークマップを生成する。トレーニングデータには「気象データ、ニュースデータ、および／またはギャンブルデータ」が含まれるが、これらのカテゴリに限定されない。

機械学習モデルを操作する際、ユーザは特定の結果を達成するためにターゲット特性を入力できる。例えば、NFL（全米フットボールリーグ）の放送において、ユーザは「NFL の全試合における総合視聴率、特定の系列局（CBS または FOX）における NFL の視聴率、特定の市場、特定の視聴者、または特定の時間における NFL の視聴率」を最大化するターゲット特性を選択できる。明細書では、開示された方法が汎用的なコンピューティング機器を「任意の適切な機械学習技術」と組み合わせて使用すると明記されている。811 特許クレーム 1 は以下のとおりである。

1. ネットワークマップを動的に生成するためのコンピュータ実装方法であって、

第 1 の時間に開始予定の第 1 の複数のライブイベントと、第 2 の時間に開始予定の第 2 の複数のライブイベントのスケジュールを受信し、

前記スケジュールに基づいて、前記第 1 の複数のライブイベントおよび前記第 2 の複数のライブイベントを複数の都市の複数のテレビ局にマッピングするネットワークマップを生成し、

複数の放送局の各放送局は、複数の都市の各都市に対応し、

ネットワークマップは、各放送局について、(i) 第 1 の時間に表示される第 1 の複数のライブイベントからの第 1 のライブイベントと、(ii) 第 2 の時間に表示される第 2 の複数のライブイベントからの第 2 のライブイベントとを識別し、

ネットワークマップを生成することは、第1の複数のライブイベントと第2の複数のライブイベントにわたる全体的なテレビ視聴率を最適化するために、機械学習技術を使用することを含み、

(i) スケジュールおよび (ii) 基礎となる基準の少なくとも一方の変更に基づいて、オンデマンドかつリアルタイムでネットワークマップを自動的に更新し、

ネットワークマップの更新は、複数のテレビ局に対する第1の複数のライブイベントおよび第2の複数のライブイベントのマッピングを更新することを含み、

各局について、(i) 第1の時間に表示される第1の複数のライブイベントからの第1のライブイベント、および (ii) 第2の時間に表示される第2の複数のライブイベントからの第2のライブイベントを決定するために、ネットワークマップを使用する。

下記図はNFLのスケジュールと、当該スケジュールから生成されたネットワークマップを示す説明図である。

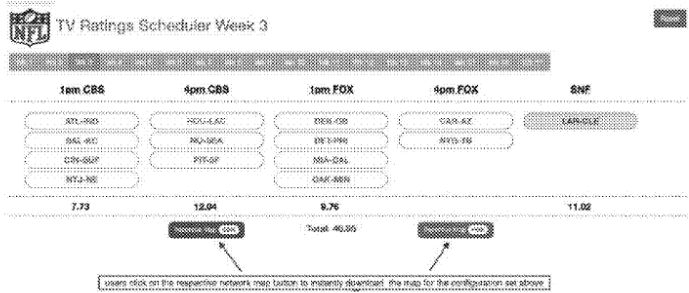
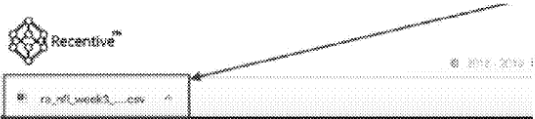


FIG. 1A



| station | 1pm game | 4pm game | state | city              |
|---------|----------|----------|-------|-------------------|
| DWAY    | BAL-KC   | HOU-LAC  | NC    | Wilmington        |
| EENY    | CIN-BUF  | PIT-SF   | NY    | Elmira-corning    |
| EKTV    | NYJ-NE   | PIT-SF   | NY    | Utica             |
| ELOX    | ATL-IND  | NO-SEA   | MS    | Biloxi            |
| EOHL    | CIN-BUF  | HOU-LAC  | OH    | Lima              |
| ESVF    | BAL-KC   | PIT-SF   | VA    | Harrisonburg      |
| GBBJ    | BAL-KC   | NO-SEA   | TN    | Jackson           |
| KAJ     | BAL-KC   | HOU-LAC  | MT    | Kalispell         |
| KAUZ    | NYJ-NE   | PIT-SF   | TX    | Wichita Falls     |
| KBAK    | NYJ-NE   | HOU-LAC  | CA    | Bakersfield       |
| KBIM    | BAL-KC   | PIT-SF   | NM    | Roswell           |
| KBN2    | BAL-KC   | PIT-SF   | OR    | Bend              |
| KBOI    | CIN-BUF  | NO-SEA   | ID    | Boise             |
| KBSD    | BAL-KC   | NO-SEA   | KS    | Dodge City/Ensign |
| KBSH    | BAL-KC   | NO-SEA   | KS    | Hays              |
| KBSL    | BAL-KC   | NO-SEA   | KS    | Goodland          |
| KBTX    | BAL-KC   | HOU-LAC  | TX    | Bryan             |
| KRZK    | BAL-KC   | HOU-LAC  | MT    | Bozeman           |
| KCBS    | BAL-KC   | HOU-LAC  | CA    | Los Angeles       |
| KCBY    | BAL-KC   | PIT-SF   | OR    | Coos Bay          |
| KCCI    | BAL-KC   | HOU-LAC  | IA    | Des Moines        |

## (2) 訴訟の経緯

2022 年 11 月 29 日、Recentive は Fox を提訴し、4 件の特許を侵害したと主張した。Fox は、特許が第 101 条に違反するとして、クレームの不備を理由に訴訟棄却を申し立てた。Fox の申し立てに反対する Recentive は、「ネットワークマップを作成するという概念は古くから存在していた」こと、そしてコンピュータが登場する以前は「ネットワークは人間によってこれらのネットワークマップを作成していた」ことを認めた。

また、Recentive は、「特許は機械学習技術そのものをクレームしているわけではない」と認め、イベントスケジューリングとネットワークマップ作成という特定のコンテキストへの機械学習技術の適用をクレームしていると主張した。Recentive は、自社の特許が「機械学習モデルのトレーニングに基づいてカスタマイズされたアルゴリズムを生成するための機械学習の独自の応用であり、そのアルゴリズムを用いてリアルタイムで更新されるイベントスケジュールを自動的に作成できる」ため、特許適格性のある主題をクレームしていると主張した。

Recentive によると、これには、データ内の「関係性を識別する」ために、自社の機械学習モデルを「異なるイベントパラメータとイベントターゲット機能」で反復的にトレーニングすることが含まれる。

Recentive は、「機械学習の仕組みは、入力定義され、モデルがトレーニングされ、その後、入力に基づいてアルゴリズムが実際に更新・改善されるというものである」こと、「機械学習モデルのトレーニングプロセスは、あらゆる機械学習モデルに必須である」こと、「機械学習技術の使用には、反復的なトレーニングステップが必然的に含まれる」ことを認めている。Recentive は、自社の特許を「ライブイベントの放送及びイベントスケジュール用のネットワークマップを生成するという、洗練されておらず、ニッチな先行技術分野に機械学習モデルを適用する」ことを導入するものと特徴づけている。

地方裁判所は Fox の却下申立てを認め、Alice 最高裁判決の 2Step 審査に基づき、特許は不適格であると結論付けた。地方裁判所はまず、主張されたクレームは「既知の一般的な数学的手法を用いて、それぞれネットワークマップとイベントスケジュールを作成するという抽象的なアイデアに向けられている」と判断した。次に裁判所は、Alice 事件の 2Step 審査において、特許のクレームは「不適格な概念自体に対する特許を著しく超える発明概念」を対象としていないと判断した。これは、機械学習の限定が「広範で、機能的に説明された、周知の技術」に過ぎず、「汎用的で従来型のコンピューティングデバイスのみ」をクレームしているからである。Recentive は地方裁判所判決を不服として CAFC に控訴した。

### 3. CAFC での争点

**争点：確立された機械学習手法を新しいデータ環境に適用するだけのクレームが保護適格性を有するか否か**

### 4. CAFC の判断

**結論：確立された機械学習手法を新しいデータ環境に適用するだけのクレームは保護適格性を有さない**

発明は、「新規かつ有用な方法、機械、製造物、または物質の組成物」をクレームする場合、特許を受けることができる(米国特許法第 101 条)。最高裁判所はさらに「自然法則、自然現象、および抽象的概念」を特許の対象から除外すると解釈した。Alice 判決に基づき、裁判所は第 101 条に基づく特許の適格性を判断するために 2 段階の分析を行う。

「まず、問題となっているクレームが、特許不適格な概念のいずれかに向けられているかどうかを判断する。」クレームが特許不適格な概念に向けられている場合、裁判所は「各クレームの要素を個別に、また『順序付けられた組み合わせとして』評価し、それらが「当該特許が、実質的に、当該特許が不適格な概念自体に対する特許よりも著しく高いものとなることを保証するのに十分な発明概念」を有するかどうかを判断する。」本件は、確立された機械学習手法を新しいデータ環境に適用するだけのクレームは特許適格かという、初めての問題を提起する。CAFC は、これらのクレームは特許適格ではないと判断した。

#### (1)Step1

Alice 調査の第一段階では、「クレームされた先行技術に対する進歩の焦点を検討し、クレーム全体の特徴が除外対象に向けられているかどうかを判断する」とされている。ソフトウェア特許（機械学習特許を含む）の文脈では、第一段階の調査では、「クレームが『コンピュータ機能における特定の主張された改善』に焦点を当てているのか、それとも、コンピュータが単なるツールとして呼び出される抽象的アイデアとみなされるプロセスに焦点を当てているのか」を判断する。

係争クレームの焦点を考慮すると、それらは特許適格性のない抽象的な主題に向けられていることは明らかである。Recentive は、機械学習そのものをクレームしていないことを繰り返し認めている。両特許セットは、イベントスケジュールとネットワークマップを生成するためのクレームされた方法を実行する際に、汎用的な機械学習技術の使用に依存している。特許に記載されている機械学習技術は、特許明細書が示すように、従来型のものであ

る。

機械学習トレーニング特許において、機械学習モデルを「反復的にトレーニング」または動的に調整する必要があるという要件は、技術的な改善を意味するものではない。**Recentive** 自身の機械学習の性質に関する説明は、この主張を否定している。選択されたトレーニング教材を用いた反復的なトレーニングと、リアルタイムの変化に基づく動的な調整は、機械学習の本質そのものに付随するものである。

**Recentive** は弁論要旨の中で、自社の機械学習の応用は汎用的ではないと主張している。その理由として、**Recentive** はアルゴリズムを動的に機能させる方法を考案し、地図やスケジュールはリアルタイムデータで自動的にカスタマイズ・更新されること、そして**Recentive** の手法は、これまでデータの中に埋もれ、人間には認識できなかった『有用なパターン』を発掘することが挙げられる。しかし、**Recentive** は、特許が「数学的アルゴリズムを改良し、または機械学習をより良く」するための具体的な方法を主張していないことも認めている。

仮に **Recentive** が技術的改善の欠如を認めていなかったとしても、クレームも明細書もそのような改善がどのように達成されたかを説明していない。つまり、クレームは機械学習技術が改善を達成する手順を明示していない。

「特許制度は、限られた期間の独占権と引き換えに、新しく有用な技術の進歩の創造と公開の両方を奨励する、慎重に練られた取引である。<sup>2</sup>」単なる概念を機能的に記述するクレームを、その概念の実装方法を開示せずに認めることは、特許制度の目的そのものを損なうリスクがある。この点において、これらの特許のクレームは、**Recentive** が依拠する *McRO, Inc. v. Bandai Namco Games America Inc.*, 837 F.3d 1299 (Fed. Cir. 2016) および *Koninklijke 事件 (Koninklijke KPN N.V. v. Gemalto M2M GmbH, 942 F.3d 1143, 1149 (Fed. Cir. 2019))* のクレームとは大きく異なる。

これらのクレームは、「ソフトウェア技術における問題に対する解決策の具体的な実装」(*Enfish, LLC v. Microsoft Corp.*, 822 F.3d 1327, 1339 (Fed. Cir. 2016)) または「既存の技術プロセスにおける問題を解決する具体的な手段または方法」(*Koninklijke, 942 F.3d at 1150*) を開示するのではなく、機械学習の使用に関して開示しているのは、機械学習が新しい環境で使用されていることだけである。この新しい環境は、イベントのスケジュール設定とネットワークマップの作成である。

---

<sup>2</sup> *Pfaff v. Wells Elecs.*, 525 U.S. 55, 63 (1998)

Recentive が認めているように、機械学習が導入される以前、イベント企画者は、特定のイベントまたは一連のイベントをいつどこで開催するかを決定する際に、機械学習トレーニング特許で「イベントパラメータ」と表現されているもの、例えば過去のチケット販売状況、天気予報、その他のデータを参考にしていた。特許はこの点を認識している。

ネットワークマップの作成についても同様である。これは、「どのコンテンツをどのチャンネルにどの時間に表示するか」を決定するために、人間が「手作業」で作成してきたものである。Recentive 社は、自社の特許は機械学習をこの新しい利用分野に適用しているという理由で特許適格性があると主張しているが、これには根拠がない。CAFC は長年、「抽象的なアイデアは、発明を特定の利用分野や技術環境に限定したとしても、抽象的でなくなるわけではない」ことを認識してきた<sup>3</sup>。

イベント企画及びネットワークマップ作成の分野に機械学習技術を導入しているという理由だけで特許が適格であるという Recentive の主張は、米国特許法第 101 条に関する判例と直接矛盾する。

最後に、クレームに係る方法は、(既存の機械学習技術を用いて) 従来人間が行っていたタスクを、従来よりも高速かつ効率的に実行できるという事実によって特許適格性を有するものとはならない。コンピュータ支援方法の文脈において、CAFC は一貫して、そのようなクレームは、人間の活動を高速化するという理由だけで、特許法第 101 条に基づく特許適格性を有するものとはならないと判断してきた<sup>4</sup>。地方裁判所は、機械学習トレーニング特許とネットワークマップ特許は、Alice の Step1 における抽象的なアイデアを対象としていると正しく結論付けた。

## (2)Step2

Alice の Step2 では、「クレームの要素を個別に、および「順序付けられた組み合わせと

---

<sup>3</sup> *Intell. Ventures I LLC v. Capital One Bank (USA)*, 792 F.3d 1363, 1366 (Fed. Cir. 2015); see also *Alice*, 573 U.S. at 222; *Parker v. Flook*, 437 U.S. 584, 593 (1978); *Stanford*, 989 F.3d at 1373

<sup>4</sup> *Content Extraction*, 776 F.3d, 1347 頁、*DealerTrack*, 674 F.3d, 1333 頁を参照。問題が Step1 で提起されるか Step2 で提起されるかにかかわらず、コンピュータの使用（コンピュータ技術の改良を伴わない）によって生じる速度と効率の向上自体は、特許適格性を生み出すものではない。*Trinity Info Media, LLC v. Covalent, Inc.*, 72 F.4th 1355, 1363 (Fed. Cir. 2023)（「人間は『ナノ秒単位の比較』及び『膨大な数の世論調査と会員の結果値』を集計することができないため、『同じクレームのプロセス』を精神的に実行することはできない」という主張を否定する）

して」検討して、追加の要素が「クレームの性質を」特許の対象とできるアプリケーションに「変換する」かどうかを判断する。」クレームの性質を「特許の対象とできるアプリケーションに」変換するには、単に抽象的なアイデアを記載し、「それを適用する」という言葉を付け加える以上のことが必要である。クレームには、「クレームされた抽象的なアイデアを特許の対象とできるアプリケーションに変えるのに十分な発明概念」が含まれていなければならない。

**Recentive** は、自社の特許における発明概念は「機械学習を用いて、リアルタイムデータに基づいて最適化された地図とスケジュールを動的に生成し、変化する状況に基づいて更新すること」であると主張している。地方裁判所が正しく認識したように、これは抽象的なアイデアそのものをクレームしているに過ぎない。このような立場は、クレームにおいて「クレームされた抽象的なアイデアを特許適格なアプリケーションに『変換』する」ような要素を全く特定していないことは明らかである。

要するに、クレームは、個別に検討した場合でも、順序付けられた組み合わせで検討した場合でも、機械学習トレーニング特許およびネットワークマップ特許を、機械学習を適用してイベントスケジュールやネットワークマップを生成するという抽象的なアイデアを「はるかに超える」ものに変えるようなものは何も見当たらない。**Recentive** もまた、訴状において、**Fox** の却下申立を却下するのに十分な発明概念を主張するのに十分な主張を何ら示していない。地方裁判所が **Recentive** のクレームが **Alice** の **Step2** を満たしていないと結論付けたことは誤りではない。

## 5. 結論

**CAFC** は、保護適格性を有さないとした地方裁判所判決を支持した。

## 6. コメント

機械学習モデルを用いた発明の保護適格性が争われた初めての事件である。本事件ではイベントスケジュール及びネットワークマップは従来人手で作成しており、さらに入力する過去のチケット販売状況及び天気予報等のイベントパラメータも従来から用いられているという前提下で、人手に代えて単に汎用的な機械学習モデルを適用したに過ぎないから、抽象的なアイデアであり保護適格性を有しないと判断された。

また機械学習において学習データの蓄積により繰り返し再学習を行うこと等も機械学習分野では一般的に行われていることから、大幅に発明概念を追加するものではないとされ

た。日本では、審査基準附属書<sup>5</sup>で示されているように、従来人手で行われていた業務を、単に機械学習に置き換えた場合、進歩性を根拠に拒絶されるが（日本国特許法第 29 条第 2 項）、米国では米国特許法第 101 条の保護適格性違反により拒絶されることとなる。

2010 年中頃に急速に普及した AI であるが、現在では一般的なツールとして用いられており、単に「AI を用いて」と記載するだけでは、「コンピュータを用いて」と同様に、保護適格性の要件を満たすことはできない、

しかしながら、CAFC は最後に以下のように述べて機械学習に関する発明の保護適格性の考え方にヒントを述べている。

「機械学習は急成長を遂げ、ますます重要になっている分野であり、特許取得可能な技術の改良につながる可能性がある。本日、当裁判所は、汎用的な機械学習を新しいデータ環境（new data environments）に適用することのみを主張し、適用される機械学習モデルの改良について開示していない特許は、特許法第 101 条に基づき特許不適格であると判断するにとどめる。」

つまり機械学習モデル自体の改良については、本事件とは異なり保護適格性を有する可能性が高く、またその他の機械学習モデルを用いた発明についても特許取得可能であることを示唆している。

問題は「新しいデータ環境」への汎用機械学習モデルの適用である。本事件は既知の「新しい環境（イベントスケジュール及びネットワークマップ）」の推定に汎用機械学習モデルを適用したものであった。しかもイベントパラメータ等の入力データと、イベントスケジュール等の出力データとその方の組み合わせが従来から業界で人手により用いられており、その前提下で、これらの既知の入出力データに対する機械学習モデルの適用は保護適格性が無いとされた。

ここで、入力データが今まで推定に用いられていない新規な入力データであり予測精度が向上する場合、あるいは、入出力データの双方の組み合わせ自体が今まで用いられておらず技術的に有用である場合、これらも「新しいデータ環境」として保護適格性が無いとされるのかは現時点では不明である。

---

<sup>5</sup> 特許庁「AI 関連技術に関する事例の追加について（令和 6 年 3 月追加分 説明資料）」事例 37「カスタマーセンター用回答自動生成装置」参照  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/ai\\_jirei/jirei\\_tsuika\\_2024.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/ai_jirei/jirei_tsuika_2024.pdf)

今回 CAFC による判示がなされたが、USPTO も 2024 年 7 月 17 日に「更新版 AI を含む特許保護適格性ガイダンス」<sup>6</sup>を公表していることから、本判決及び最新の USPTO ガイダンスを参考としつつ、保護適格性及び進歩性を主張し得る AI アイデア（例えば、機械学習モデル自体の改良、UI 上の工夫、前処理の工夫、後処理の工夫等）を技術的効果と共に、段階的に丁寧に記載することが明細書作成上重要となる。

判決日 2025 年 4 月 18 日

以上

---

<sup>6</sup> Guidance Update on Patent Subject Matter Eligibility, Including on Artificial Intelligence  
<https://www.federalregister.gov/documents/2024/07/17/2024-15377/2024-guidance-update-on-patent-subject-matter-eligibility-including-on-artificial-intelligence>